

広島県告示第千二百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和五年十一月十六日までの間、縦覧に供する。

令和五年十一月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三三四号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市東城町川西四一三番五地先から 庄原市東城町東城一〇九番五地先まで		九・七〇〇 二 二・四〇〇 一 二・四〇〇 二 四・一〇〇	八五九・六〇〇 五二六・三三〇		ダブルウェイ 解除 不用物件延長 三〇二・六〇〇